

## グリーン購入法！

循環型社会の形成の為に、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして、国等による環境物品等の調達推進に関して、グリーン購入法が平成 13 年 4 月から施行されました。

環境省はグリーン購入法で重点的に調達を推進すべきとされている(特定調達)品目として、平成 13 年度から 16 年度までに 103 品目を指定しています。今年度は紙や木を使った製品の判断基準に「合法伐採された木材もしくは、持続可能な森林経営が営まれている森林で育てられた木材を使っている」という要件を追加することなどが決まり、輸入木材だけでなく、国産材でもその証明が必要となります。すなわち、伐採を行うに当たって、日本国内では森林法に基づく保安林の伐採許可や、その他の箇所での伐採届け等が行われているかどうかを証明する文書が発発地点となります。その後、伐採を行う業者から、流通、加工、そして政府機関へ納入する業者までが、合法性のある木材を原料としたものであるということを証明しなければなりません。また、その申告の信頼性は、申告をした業者が一定の基準で業界団体による審査を受けた認定業者であるという手続きを踏むことで、裏書されるということになります。

「認証かごしま材」と同じように、丸太及び加工された製品がそれぞれの流過程で、合法性・持続性の証明された物と、そうでない物を分別して保管・管理することが可能である事と、入出荷、在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること、責任者を選任することの他に、その関係処理を 5 年間保存する事等が、求められています。

規制緩和を唱える一方で、文書管理や製品管理など、従来の小規模の会社ではなかなかできない、めんどろな仕組みがどんどん作られています。意識の改革を行い、新しいシステムに対応していかなければ生き残れなくなりますね。電機リサイクル法など、机上の感覚だけで決められた法律はすぐに骨抜きにされますが、このグリーン購入法はどうなるでしょう？

### 【情 報】

#### エコキュート補助金制度が決まりました。

平成 18 年度は下記の 4 期に分けて、募集が行われます。昨年度より期間を分けることで、年度始めに集中していた申し込みを分散しています。但し、期間中であっても申し込み額の合計が予算の範囲を超えた時点で募集は締め切られます。また補助額は家庭用の新築で、50,000 円、既築への設置は 80,000 円となっています。

#### 募集スケジュール

1 期 4 月 26 日～7 月 31 日、 2 期 8 月 1 日～9 月 29 日

3 期 10 月 2 日～11 月 30 日、 4 期 12 月 1 日～2 月 15 日

(詳しくは <http://hptcj.or.jp/ecocute/index.html> でご確認ください)

【定休日】 5 月は 4, 5, 6, 7, 14, 21, 27, 28 日となります  
6 月は 3, 4, 10, 11, 17, 18, 24, 25 日となります  
ご協力をお願いします。

(お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで)

